

議 第 242 号

令和 7 年 9 月 1 日提出

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 4 号中「土木工学。次号」を「土木工学。同号」に改める。

第 10 条第 3 項及び第 16 条第 4 項中「及び」を「又は」に改める。

別表第 1 の 2 の項中「燃やすごみ」の次に「又は埋立ごみ」を加え、同表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

市が定期的に収集する燃やすごみ及び埋立ごみ（旧鹿本郡植木町の区域に係るものを除く。）の指定収集袋を共通のものとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進することにより、良好な生活環境を形成し、もって市民の快適な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。</p> <p>(1) 定期収集家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。次号において同じ。）のうち、市が法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）により定期的に収集することとしたものをいう。</p> <p>(2) 大型ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち規則で定めるもの及び特に市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 収集場所 市が定期収集家庭廃棄物を収集する場所をいう。</p> <p>第3条～第8条の2 【略】</p> <p>（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）</p> <p>第8条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p>	<p>熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の適正処理及び減量化を促進することにより、良好な生活環境を形成し、もって市民の快適な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。</p> <p>(1) 定期収集家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。次号において同じ。）のうち、市が法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）により定期的に収集することとしたものをいう。</p> <p>(2) 大型ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち規則で定めるもの及び特に市長が認めるものをいう。</p> <p>(3) 収集場所 市が定期収集家庭廃棄物を収集する場所をいう。</p> <p>第3条～第8条の2 【略】</p> <p>（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）</p> <p>第8条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p>

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第38号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、**土木工学。同号**において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)~(10) 【略】

#### 第9条 【略】

(一般廃棄物の搬出方法等)

第10条 市民は、定期収集家庭廃棄物を市の定期の収集により処分しようとする場合は、適正に分別し収集場所に搬出する等、市が行う処理に協力しなければならない。

2 市民は、前項の場合においては、所定の袋に収納すること等により、定期収集家庭廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発散しないようにするものとする。

3 市民は、定期収集家庭廃棄物のうち、規則で定める燃やすごみ(以下「燃やすごみ」という。)**又は**規則で定める埋立ごみ(以下「埋立ごみ」という。)を市の定期の収集により処分しようとするときは、指定収集袋に収納し、収集場所に搬出しなければならない。ただし、指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものについては、規則で定める方法により、収集場所に搬出しなければならない。

4~7 【略】

#### 第11条~第15条 【略】

(廃棄物処理手数料)

第16条 廃棄物の処理に係る手数料は、別表第1のとおりとする。

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第38号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、**土木工学。次号**において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)~(10) 【略】

#### 第9条 【略】

(一般廃棄物の搬出方法等)

第10条 市民は、定期収集家庭廃棄物を市の定期の収集により処分しようとする場合は、適正に分別し収集場所に搬出する等、市が行う処理に協力しなければならない。

2 市民は、前項の場合においては、所定の袋に収納すること等により、定期収集家庭廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発散しないようにするものとする。

3 市民は、定期収集家庭廃棄物のうち、規則で定める燃やすごみ(以下「燃やすごみ」という。)**及び**規則で定める埋立ごみ(以下「埋立ごみ」という。)を市の定期の収集により処分しようとするときは、指定収集袋に収納し、収集場所に搬出しなければならない。ただし、指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものについては、規則で定める方法により、収集場所に搬出しなければならない。

4~7 【略】

#### 第11条~第15条 【略】

(廃棄物処理手数料)

第16条 廃棄物の処理に係る手数料は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定により納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の手数料の納付方法については、規則で定める。
- 4 市長は、第1項の手数料（燃やすごみ又は埋立ごみの収集に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付する。
- 5 市長は、第1項の手数料（大型ごみの収集に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に、大型ごみ処理券を交付する。

第17条～第22条 【略】

附 則

1～4 【略】

（鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

- 5 旧鹿本郡植木町の区域（当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。）における一般廃棄物の搬出方法（燃やすごみを市の定期的収集により処分する場合及び市の処理施設へ持ち込み、処分する場合を除く。）及び収集の届出については、第10条及び第11条第2項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 6 旧鹿本郡植木町の区域において、埋立ごみを市の定期的収集により処分する場合の手数料については、第16条第1項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第6項関係）

単位	金額
小袋（容量が18リットル相当のもの）1袋につき	14円
中袋（容量が30リットル相当のもの）1袋につき	16円
大袋（容量が45リットル相当のもの）1袋につき	19円50銭

- 2 前項の規定により納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の手数料の納付方法については、規則で定める。
- 4 市長は、第1項の手数料（燃やすごみ及び埋立ごみの収集に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付する。
- 5 市長は、第1項の手数料（大型ごみの収集に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に、大型ごみ処理券を交付する。

第17条～第22条 【略】

附 則

1～4 【略】

（鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

- 5 旧鹿本郡植木町の区域（当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。）における一般廃棄物の搬出方法（燃やすごみを市の定期的収集により処分する場合及び市の処理施設へ持ち込み、処分する場合を除く。）及び収集の届出については、第10条及び第11条第2項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 6 旧鹿本郡植木町の区域において、埋立ごみを市の定期的収集により処分する場合の手数料については、第16条第1項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第6項関係）

単位	金額
小袋（容量が18リットル相当のもの）1袋につき	14円
中袋（容量が30リットル相当のもの）1袋につき	16円
大袋（容量が45リットル相当のもの）1袋につき	19円50銭

附 則 【略】

別表第 1 (第 16 条関係)

	取扱区分	単位	金額
1	一般廃棄物を市の一般廃棄物の焼却施設(以下「焼却施設」という。)又は市の一般廃棄物の最終処分場(以下「処分場」という。)へ持ち込み、処分するとき(規則で定めるものを除く。)	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円
2	燃やすごみ又は埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が5リットル相当のもの)1袋につき	4円
		小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	35円
【削る】			

附 則 【略】

別表第 1 (第 16 条関係)

	取扱区分	単位	金額
1	一般廃棄物を市の一般廃棄物の焼却施設(以下「焼却施設」という。)又は市の一般廃棄物の最終処分場(以下「処分場」という。)へ持ち込み、処分するとき(規則で定めるものを除く。)	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円
2	燃やすごみ _____ を市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が5リットル相当のもの)1袋につき	4円
		小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	35円
3	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が15リットル相当のもの)1袋につき	12円
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	23円

3	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
4	産業廃棄物（第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この表において同じ。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	155円
5	産業廃棄物又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円

備考 手数料の算定の基礎となる持込量及び品目数については、市長の認定するところによる。

別表第2（第18条関係） 【略】

			もの)1袋につき
			大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき
			35円
4	大型ごみを市の収集により処分するとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
5	産業廃棄物（第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この表において同じ。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを焼却施設へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	155円
6	産業廃棄物又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のものを処分場へ持ち込み、処分するとき。	1回の持込量10キログラムまでごとに	150円

備考 手数料の算定の基礎となる持込量及び品目数については、市長の認定するところによる。

別表第2（第18条関係） 【略】

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の3の改正規定は、公布の日から施行する。